

諮 問 の 概 要

(平成 23 年に実施される社会生活基本調査の計画について)

1 調査の目的等

社会生活基本調査(以下「本調査」という。)は、国民の生活時間の配分及び自由時間における主な活動について調査し、国民の社会生活の実態を明らかにすることにより、各種行政施策の基礎資料を得ることを目的として実施する調査である。

本調査は、昭和 51 年から 5 年周期で実施されており、平成 21 年 4 月からは、統計法(平成 19 年法律第 53 号)の全面施行に伴い、同法第 2 条第 4 項第 3 号に規定される基幹統計(社会生活基本統計)を作成するための基幹統計調査に位置付けられている。

本調査から得られる結果は、男女共同参画社会及び仕事と生活の調和(以下「ワーク・ライフ・バランス」という。)の推進並びに少子高齢化対策等各種行政施策のための基礎資料のほか、無償労働、ボランティア活動など学術研究分野でも広く活用されている。

なお、本調査は、生活時間記入欄について、あらかじめ調査票に行動内容の選択肢を示して記入を求める調査票 A(プリコード方式)と、報告者による自由記入を集計段階で分類する調査票 B(アフターコード方式)により行われ、前者は約 7 万 9 千世帯、約 19 万人を対象として行い、後者は前者の対象とは異なる約 5 千世帯、約 1 万人を対象として行う。(注)

(注) 調査票 A は、大規模な標本調査として、多様化している国民の生活時間及び生活行動を的確に把握し、必要な地域集計や家族類型別の集計を行うものであり、これに対して、調査票 B は、全国表章が可能な範囲の標本数で調査を実施し、事後的に詳細な生活時間の集計を可能とするものであり、無償労働に係る時間の詳細分析、生活行動に係る国際間の比較を行うものとして、平成 13 年調査から用いられている。

2 申請の趣旨

少子高齢化の急速な進行、就業構造の変化や勤務形態の多様化等、我が国の社会経済状況が大きく変化する中で、「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成 21 年 3 月 13 日閣議決定)において、労働時間その他の生活時間の分析に資する観点や地域コミュニティ活動等に関する統計の整備の観点からの調査項目の検討を求められていること、「新成長戦略」(平成 22 年 6 月 18 日閣議決定)において、ワーク・ライフ・バランスの実現に取り組むことがうたわれていること等を受け、国民の生活行動及び生活時間の変化の実態をよりの確に把握するため、報告者負担に配慮しつつ、調査事項等の変更を行うほか、調査結果の国際比較可能性向上の観点から、生活時間に係る詳細行動分類の一部見直しを行う。

3 主な変更内容

(1) 主な調査事項の変更

ア 調査内容の充実

(ア) 勤務形態の追加(調査票 A、B)

フレックスタイムや裁量労働制、短時間勤務など勤務形態の多様化が進んでおり、勤務形態(フルタイムか短時間勤務かなど)によって生活時間の配分に違いがあると考えられることから、雇用されている人について、勤務形態を新たに追加する。

(イ) 年次有給休暇の取得日数の追加(調査票 A、B)

本調査で年次有給休暇の取得日数を把握することにより、年次有給休暇の取得日数

と生活時間の配分や生活行動との関係に関して、より詳細な分析が可能となることから、過去1年間の年次有給休暇の取得日数を新たに追加する。

(ウ) 1週間の希望就業時間の追加(調査票A、B)

実際の就業時間と希望する就業時間との差(満足度)と生活時間の配分との関係进行分析することにより、ワーク・ライフ・バランスの分析に資するデータを提供するため、有業者に係る1週間の希望就業時間を新たに追加する。

また、調査票Aにおいては、潜在的な労働力を計る観点から、無業者のうち就業希望のある人について、1週間の希望就業時間を新たに追加する。

(I) ふだんの健康状態の追加(調査票A、B)

日ごろの健康状態が、労働時間の配分を大きく左右すると考えられることから、有業者に係るふだんの健康状態を新たに追加する。

(オ) 個人の年間収入の追加(調査票A、B)

夫婦共働き世帯など、世帯の中で複数の者が就業するケースが少なくない中、就業と生活時間の関係进行分析の上では、従前から把握している世帯全体の年間収入に加えて個人の年間収入の把握が重要であり、また、ワーク・ライフ・バランスでの経済的自立の指標としても個人の年間収入が重視されていることから、従前から把握している世帯全体の収入に加え、個人の年間収入を新たに追加する。

(カ) ボランティア活動に係る1日当たりの活動時間の追加(調査票A)

国際労働機関が提案している「ボランティア労働の計測に関するILOマニュアル(草案)」(第18回国際労働統計家会議(平成20年))において、1回当たりの活動時間の把握が提案されていることから、ボランティア活動を行う場合の1日当たりの活動時間を新たに追加する。

(キ) 所属するボランティア団体等に係る選択肢の追加(調査票A)

従前から、所属するボランティア団体について把握しているが、NPOや地域コミュニティに所属して行う活動の状況をよりの確に把握するため、選択肢を追加する。

(ク) 世帯員以外の者から受けている育児の手助けに係る選択肢の追加(調査票A、B)

少子化対策に資する基礎データを提供する観点から、育児期の子を持つ親の就業時間と育児の手助けの状況を把握するため、世帯員以外の者からの育児の手助けの有無及び誰から手助けを受けているかについて把握する項目を新たに追加する。

イ 調査事項の削除

(ア) 携帯電話やパソコンの使用状況等の削除(調査票A)

急速な情報技術の進展を踏まえ、情報通信機器の利用が生活行動や生活時間の配分に与える影響を分析するため、携帯電話やパソコンなどの使用状況及びインターネットの利用状況について、平成13年調査から調査事項として設けていた。

しかしながら、他の調査事項の追加に伴い、報告者負担に配慮する必要があることから、他の項目と比較し相対的に重要度の低下した携帯電話やパソコンなどの使用状況等を、調査票Aからは削除する。

なお、生活時間調査における先進的指針である「欧州統一生活時間調査2008年ガイドライン」において、パソコンやインターネット接続機器の保有状況を把握することが推奨されていることから、国際比較を念頭に置いている調査票Bについては、従前どおり把握する。

(イ) 週休制度の削除(調査票A)

週休制度は、週休2日制の普及に伴う休日の増加が、生活行動にどのような影響を及ぼすかを把握するため、調査開始時から設けられていた調査事項である。

しかしながら、週休2日制度が定着し、今後、その傾向は大きく変わらないと考えられること、また、他の調査事項の追加に伴い、報告者負担に配慮する必要があることから、週休制度を削除する。

(ウ) 連続休暇の取得状況の削除（調査票A）

連続休暇の取得状況は、1週間以上の連続した休暇の取得が、家族との交流などの生活行動にどのような影響を及ぼすかを把握するため、昭和61年の調査から追加された調査事項である。

しかしながら、上記3(1)ア(イ)のとおり、ワーク・ライフ・バランスの推進状況を把握するため、年次有給休暇の取得日数を調査事項に追加することとしたことから、報告者負担に配慮し、連続休暇の取得状況を削除する。

(I) 居室数の削除（調査票A、B）

居室数は、居室の数と家事に費やす時間、家族と一緒に過ごす時間の関係など生活時間の配分との関係を把握するため、調査開始時から設けられていた調査事項である。

しかしながら、居室数の違いによる生活時間の有意な差異がみられないこと、また、他の調査事項の追加に伴い、報告者負担に配慮する必要があることから、居室数を削除する。

(2) 調査方法の変更

ア インターネットを用いた回答方式の一部導入

インターネットを利用して回答を行う方式について、調査の効率化等が期待できる一方、都道府県にとって新たな事務負担となることも考慮し、報告負担が大きく、標本数の少ない調査票Bについてのみ導入する。

イ コールセンターの設置

調査に関する照会に効率的に対応するため、コールセンター（民間事業者に委託）を設置する。

(3) 集計事項の変更

調査事項の充実を踏まえ、ワーク・ライフ・バランスの分析に資する集計、NPO、ボランティア、地域コミュニティ活動等に関する集計、介護・育児に着目した集計を充実する。

また、調査結果の国際比較可能性の向上の観点から、調査票Bにより把握する生活時間について、諸外国の調査結果において用いられている行動分類に対応した組替え集計を行うことが可能となるよう、詳細行動分類の項目の一部を細分化して集計する。